

公示番号：170451

国名：ベトナム

担当部署：社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室

案件名：ジェンダーの視点に立った金融包摂促進支援プロジェクト（開発調査型技術協力）詳細計画策定調査(金融包摂／ジェンダー)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：金融包摂／ジェンダー
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年8月下旬から2017年10月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.6M/M、現地 0.67M/M、合計 1.27M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
7日	20日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月26日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年8月8日までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	12点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	12点
- (計100点)

類似業務	金融包摂に係る各種調査
対象国／類似地域	ベトナム／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ベトナムは、「ドイモイ(刷新)政策」導入以降、市場経済の導入などで著しい経済成長を遂げ、同国の貧困率は1993年の58%から2014年には13.5%に減少し、著しい改善を見せている。一方で、都市・地方間の格差が拡大傾向にあり、同国の持続的発展にとって、全人口の7割が居住する地方部と都市部の格差是正が大きな課題となっている。ベトナムで正規の金融機関の口座保有率は成人人口の31.0%、貧困層に限ると18.9%であり、その内、金融機関に貯蓄ができていない割合は9.1%であることから、貧困層の金融アクセスが大きな課題となっている。

ベトナムでは、市中銀行にアクセスできない貧困層・低所得者世帯向けに、ベトナム社会政策銀行(VBSP)をはじめとする政府系金融機関が優遇的な低利貸付を展開しており、民間マイクロファイナンス機関の参入を実態的に阻むなど、健全な競争に基づくマイクロファイナンス産業の発展を阻害しているのが現状である。また、ベトナムの融資は担保主義かつグループ貸出制であり、商品は短期少額融資が主流で、付帯サービスは預金と振込に限定されているなど、顧客のニーズを十分に反映していないといった課題がある。

本プロジェクトの協力相手機関であるベトナム女性連合は、全国1600万人以上の成人女性会員を抱え、国・省・郡・コミュニティに亘る広範なネットワークを有し、女性の教育、保健、福祉、生計向上等の分野でサービスを提供している。また、ジェンダー平等推進のためのアドボカシーや政策提言を行うナショナルマシーナリとしての機能を果たしている。金融セクターにおいては、VBSP等を通じたマイクロファイナンスの仲介を行うと同時に、独自のマイクロファイナンスプロジェクトを実施しており、正規マイクロファイナンス機関及びインフォーマルなマイクロファイナンス組織を傘下に有する。マイクロファイナンスの顧客の多くは女性であることから、女性連合のネットワークは地方部における貧困層・低所得者層の女性にアウトリーチするうえで強みを有する一方で、提供されている金融サービスは限定的で女性特有の役割や視点を踏まえた商品が十分に提供されていないことに加え、女性連合職員は金融やマイクロファイナンスに関する十分な専門知識や経験を有していないこと、そのためジェンダーの視点に立った金融包摂に向けた啓発や政策提言活動にも限界があることが課題である。ベトナムにおける金融包摂を促進するためには、地方、特に貧困層・低所得層の女性に対するニーズに即したマイクロファイナンスの提供を他の金融機関も巻き込み促進し、そのための規制・体制改善を含めた政策提言・実施を進めることが求められている。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の

上、調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。ベトナム政府の金融包摂促進動向、マイクロファイナンス政策や規制を調査したうえで、政府系金融機関、女性連合、マイクロファイナンス機関等のマイクロファイナンス事業や活動の現状及び課題をジェンダーの視点も絡めて調査し、プロジェクトの協力計画に反映することが求められる。

なお、本分野にかかる事前の情報収集・整理を行い調査団に同行するローカルコンサルタントをJICAベトナム事務所が備上予定であり、右ローカルコンサルタントと協力して業務にあたること。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2017年8月下旬)

- ①要請背景・内容を把握(要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、ベトナム側関係機関(C/P機関等)に対する質問票(案)(英文)を作成する。
- ②他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する情報の収集、分析を行う。
- ③ローカルコンサルタントが実施する既存の金融サービス提供機関に対する調査について、分析枠組みの作成及び分析とりまとめを補助する。
- ④ローカルコンサルタントがとりまとめるレポートを参照し、追加で収集が必要な情報及び収集方法を検討する。
- ⑤女性連合(カウンターパート機関)、監督・規制機関、政府系金融機関、マイクロファイナンス機関、他ドナー(民間含む)、マイクロファイナンス顧客(男・女)等に対する調査票(案)(英文)を作成し、他団員と相談・協議の上、完成させる。
- ⑥事前打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2017年9月上旬～9月下旬)

- ①JICAベトナム事務所等との打合せに参加する。
- ②ベトナム側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③担当分野に係る資料を収集し、関係機関へのヒアリングを通じて現状を把握したうえで、情報をとりまとめる。具体的には以下のとおり。
 - ア)ベトナムにおけるマイクロファイナンスの現状を分析する。
 - (a)マイクロファイナンスの政策、監督・規制にかかる最新状況をとりとまとめる(モバイルバンキング関連も含む)
 - (b)APEXなど卸売基金がある場合には、その現状や課題、今後の方向性等についても簡単にまとめる。
 - イ)女性連合の現状を分析する。
 - (a)女性連合の組織体制、所掌業務、人材、予算等に関して情報をとりまとめる。
 - (b)マイクロファイナンス関連事業の実施体制、予算、対象サービス・商品、顧客数・地域比等の情報をとりまとめる。
 - (c)金融包摂やマイクロファイナンスセクター政策に関するアドボカシーや政策提言活動の現状につきまとめる。
 - ウ)金融サービス提供機関の現状を分析する。

- (a) 金融サービス提供機関の事業管理やその評価にかかる CGAP¹他機関の既存のガイドラインや分析フレームワーク等を参照・活用し、貧困層や低所得層に金融サービスを提供する主要機関の事業の現状と課題、強化が必要となる側面等につき取りまとめる。
- (b) 対象機関として、女性連合関連の機関のみならず、政府系、民間 NGO 等を問わず貧困層や低所得者層の女性向け事業を展開している、あるいは展開する可能性の高い機関を 6 機関程度選択し、それらの事業実施状況、対象サービス・商品、課題、ターゲット層、社会的パフォーマンス、財務健全性について取りまとめる。
- (c) 社会的パフォーマンスについては、通常の確認事項に加えて、ジェンダーの観点からの特性や課題も含める。
- エ) 他ドナー(民間含む)により実施中・計画中の関連事業に関して、情報を取りまとめる。特に金融サービス提供機関の能力強化との関係では、活動マッピング(どの機関がどのレベルでどの側面の強化を行っているのか)を含め取りまとめる。
- ④女性連合及び政府系金融機関、マイクロファイナンス機関、NGO 等他機関が行うマイクロファイナンス事業の実施状況を視察し、③-ウ)の情報の確認、補足・修正を行う(北部、南部からそれぞれ 1 か所ずつの視察を想定)。視察により確認する事項は以下のようなものがあるが、あくまで参考情報であるので、適宜追加のこと。
- ア) 既存顧客の金融リテラシー、金融アクセスの状況を確認する。
- イ) 既存の金融サービス、その他社会・経済活動に関するサービスの現状と課題、ニーズを確認する。
- ウ) 女性連合及び他機関の現場レベルのマイクロファイナンス実施体制、実施能力、課題を確認する。
- ⑤ ③-ウ) 及び④に基づき、女性連合傘下の機関を中心に、マイクロファイナンス機関一般として金融サービス提供機関が強化しなければならない能力と、ジェンダーの視点に立った金融サービスの提供との関連で強化しなければならない能力を特定する。
- ⑥マイクロファイナンスセクター外で、ベトナム政府及び JICA が重視し、かつ、本プロジェクトと連携することで、双方のインパクトを拡大するレバレッジ効果を見込める事業(例: G2P と呼ばれる政府から貧困層向けの様々な現金給付、ビジネスディベロップメントサービス等)を特定し、連携の在り方について検討する。
- ⑦上記調査を踏まえ、ジェンダーの視点に立った金融包摂をベトナムにおいて促進するうえで、女性連合及び他機関の能力強化が必要な点を明らかにし、パイロット地域とする省、ターゲット層、実施方法(体制、機関、連携先、活用が見込まれる外部リソース等)の検討を行う。
- ⑧プロジェクトフレームワークの検討にあたり、担当分野に係る分析等に基づき必要な情報を他調査団員にインプットする。
- ⑨担当分野に係る現地調査結果を JICA ベトナム事務所等に報告する。

¹ CGAP (The Consultative Group to Assist the Poor) は途上国の貧困層への金融アクセス確保を目指して 1995 年に世界銀行内に設立された、金融包摂に関する研究・政策提言機関。

(3) 帰国後整理期間（2017年9月下旬）

- ①担当分野に係る収集資料の整理・分析、収集資料のリスト作成を行う。
- ②帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

(1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）各機関での面談録や協議録も作成の上、提出のこと。

電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ハノイ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地業務期間は2017年9月4日～9月23日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者から数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者と同時に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者がローカルコンサルタントと2名で現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 金融包摂／ジェンダー（本業務従事者）

ウ) 協力企画（JICA）

エ) マイクロファイナンス（ローカルコンサルタント）

③便宜供与内容

JICA ベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ等

全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗）

国内線フライトチケットの手配

- エ) 通訳備上
あり (ベトナム語⇄英語)
- オ) 現地日程のアレンジ
JICA がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

- ・ 要請書
- ・ ベトナム政府政策文書

本件に係る資料は、JICA社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室 (Tel.03-5226-8158) に問い合わせのうえ、メールにて配布可能。

(3) その他

- ①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上